

売買条件等の公示

●売買代金の支払方法等

(1) 委託者(出荷者)に対する支払

当社⇒出荷者: 卸売をした日に振込または現金による支払(原則)

(2) 卸売人(当社)に対する支払

買受人⇒当社: 5日毎決済(原則)。但し特約により5日毎10日毎に

振込または現金による支払可

●奨励金の種類・内容

(1) 完納奨励金: 買受人に対して、買取金額の0.5%以内を交付(決済遅延等が

ないことの条件あり)

(2) 出荷奨励金: 出荷者に対して、販売金額の0.5%以内を交付(年間出荷額に

下限設定あり)